

## 岸和田市障害者（児）給付金及び難病者（児）見舞金は、現金給付から現物給付（サービス給付）へ転換します。

平成 28 年 4 月から、給付金・見舞金支給制度に代わり、障害のある方の社会参加や住み慣れた地域で暮らし続けられる施策に転換を図ります。

### 【平成 27 年度の給付金】

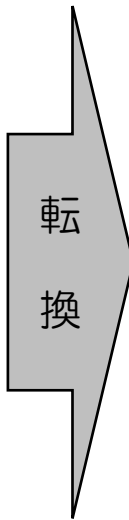
対象者：8,630 人 予算額：72,100 千円

身体障害手帳 1・2 級、療育手帳 A 年額 12,000 円
身体障害手帳 3・4 級、療育手帳 B1 年額 5,000 円
身体障害手帳 1・2 級、療育手帳 A の方 で特別障害者手当等を受給 年額 10,000 円

### 【平成 27 年度の見舞金】

対象者：1,050 人 予算額：5,250 千円

特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 等 年額 5,000 円
---------------------------------------------------



### 【新規・拡大・拡充の施策】

#### 《社会参加の機会の促進》

- ① 重度障害者等タクシー助成事業
- ② 移動支援事業

#### 《住み慣れた地域での暮らしの支援》

- ③ 相談支援事業
- ④ 住宅改造助成事業
- ⑤ 医療整備事業
- ⑥ 共同生活援助家賃支給

#### 《地域生活への移行の促進》

- ⑦ 地域生活移行支援事業

## ●なぜ給付金・見舞金を廃止するのか

岸和田市障害者（児）給付金、難病者（児）見舞金は、障害のある方への在宅福祉施策がほとんどなかった時代に、障害や難病等によって生じる経済的な負担の軽減、生活の向上を図ることを目的に昭和 50 年代に創設された市単独の制度です。

その後、現在に至るまで、国における法律の整備等により障害者福祉施策の推進が図られるとともに、岸和田市においても、様々な障害福祉サービスの取り組みを進めてきました。

このような変化のもと、岸和田市では平成 24 年 8 月、事務事業評価（外部評価）を実施し、同年 10 月の政策推進戦略会議において、「現金給付からサービス給付への見直し、対象者のニーズを把握し、代替的施策に転換」という最終評価が行われました。この結果を踏まえ、現金給付の廃止に向けて取り組むことになりました。

そこで、平成 25 年 8 月から平成 27 年 7 月までの 2 年間（7 回）にわたり、障害者施策推進協議会において、サービス給付への転換施策（案）について審議を重ねてきました。

また、障害者団体（9 団体）へのヒアリング、支給対象者へのアンケート調査を実施し、転換施策（案）の具体化を図るため、意見をお聞きしニーズの把握を行いました。

その後、①障害者総合支援法改正（精神・難病等）への対応 ②第 3 次障害者計画、第 3 期障害福祉計画における施策の推進 ③これまでの要望等をもとにした 7 つの転換施策（案）について、平成 27 年 10 月の障害者施策推進協議会で報告、同年 11 月の政策決定会議において承認された転換施策を平成 28 年 4 月から実施することになりました。

## ●社会参加の機会の促進のための施策

### ①重度障害者等タクシー助成事業(対象者の拡大)

上肢、聴覚障害を除く身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Aを所持している方にタクシー料金の一部を助成していますが、現在、助成の対象となっていない精神障害者保健福祉手帳1級、特定医療費(指定難病)受給者証【重症認定】、小児慢性特定疾病医療受給者証【重症認定】を所持している方へ対象者を拡大します。

### ②移動支援事業(サービスの拡充)

屋外での移動が困難な障害のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出を支援していますが、現行の外出支援に加え、一部サービスを拡充します。

## ●住み慣れた地域での暮らしの支援施策

### ③相談支援事業(サービスの拡充)

現在、障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等及び権利擁護のために必要な援助を行うため、市内の2つの事業所に相談支援事業を委託していますが、身体・知的・精神の3障害すべての相談等を受けることができるよう、新たに市内の事業所に相談支援事業を委託しサービスを拡充します。

### ④住宅改造助成事業(対象者の拡大)

視覚、下肢、体幹、脳原性移動障害で身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Aを所持している方が居住する住宅の改造が必要であると市が認めた工事に係る費用の一部を助成していますが、現在、助成の対象となっていない下肢、体幹機能障害で身体障害者手帳3級を所持している方へ対象者を拡大します。

### ⑤医療整備事業(新規)

一般の歯科診療所において診療を受けることが困難な障害者が、障害の特性に応じて、安心安全な医療を身近な地域で受診できるようにするため、関係機関と連携し、障害者歯科診療の整備を検討します。

### ⑥共同生活援助家賃支給(対象者の拡大)

市内に身体及び知的障害者グループホームを設置する市内に存する社会福祉法人に対し、入居している身体・知的障害者の家賃の一部を助成していますが、現在、助成の対象となっていない精神障害者へ対象者を拡大します。また、市内にグループホームを設置する市内に存する法人に対し、入居している障害者の家賃の一部を助成します。

## ●地域生活への移行の促進施策

### ⑦地域生活移行支援事業(新規)

身体・知的障害者施設での長期入所者に対し、地域の社会的資源の情報を提供し、入所者の移行確認、施設職員向け研修を行い、障害者の社会的自立を促進するため、身体・知的障害者の地域生活移行の取組みを実施します。